平成23年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

<table>
<tr><td>制　度　名</td><td colspan="3">高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">所得税・法人税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要望の内容</td><td colspan="3">医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格５００万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから２年以内のもの）を取得した場合に、取得価格の１４％の特別償却が現行認められているが、この制度を平成２３年度以降も延長すること。

（租税特別措置法第１２条の２第１項第１号、第４５条の２第１項第１号、第６８条の２９第１項第１号）

（対象機器例）
・超電動磁石式全身用ＭＲ
・汎用人工呼吸器
・セントラルモニタ
・全身用Ｘ線ＣＴ診断装置　等</td></tr>
<tr><td></td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）</td><td>―　百万円
（▲16,900 百万円の内数）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的

本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器、器具備品等の設備の近代化及びその充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することを目的とする。

⑵　施策の必要性

病院等の医療用機器、器具備品は、医療を行う上で必要不可欠なものであり、高い公共性を有する。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するために不可欠である。医学医術の進歩に応じて医療用機器は日々進歩しており、一定レベルの医療の提供を確保するためには、医療機器の取得、早期買換えを行う必要があり、本施策が、大きな役割をはたしている。</td></tr>
</table>

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりをすること 施策大目標１　地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標１　日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成２３年４月１日から平成２５年３月３１日まで
		同上の期間中の達成目標	医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。
		政策目標の達成状況	近代的な医療用機器を導入したことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質な医療を提供できている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	病院団体へのアンケートの結果、２２１病院のうち、７８病院において１３９件の特例措置の適用があり、今後も同程度の利用はあるものと思われる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業等投資促進税制
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額の要件を満たす高額医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。

<table>
<tr><td rowspan="4">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載。
平成１７年度　５３５，８８４百万円
平成１８年度　５３１，６０７百万円
平成１９年度　４４７，２７２百万円
平成２０年度　５０２，１０９百万円
＊：薬事工業生産動態統計より</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入を促進するためには、経費負担に軽減が効果的である。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>当該措置により、平成２０年度実績では５００万円以上の医療機器購入金額が前年度比１１２．３％と、一定程度の効果は得られている。しかしながら、医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえると、より良質な医療の提供のために、性能の向上した医療用機器の導入・買い換えに向けた支援を継続することが不可欠である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>昭和５４年創設以降償却率・取得価格を見直しながら２年毎の延長。
<table>
<tr><th>年度</th><th>償却率</th><th>取得価格の下限</th></tr>
<tr><td>昭和54年（創設）</td><td>25%</td><td>800　千円</td></tr>
<tr><td>昭和56年</td><td>20%</td><td>1,100　千円</td></tr>
<tr><td>昭和58年</td><td>18%</td><td>1,400　千円</td></tr>
<tr><td>昭和60年</td><td>16%</td><td>同上　千円</td></tr>
<tr><td>昭和62年</td><td>同上</td><td>1,600　千円</td></tr>
<tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上　千円</td></tr>
<tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800　千円</td></tr>
<tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000　千円</td></tr>
<tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200　千円</td></tr>
<tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上　千円</td></tr>
<tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400　千円</td></tr>
<tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000　千円</td></tr>
<tr><td>平成11年</td><td>同上</td><td>同上　千円</td></tr>
<tr><td>平成13年</td><td>同上</td><td>同上　千円</td></tr>
<tr><td>平成15年</td><td>同上</td><td>5,000　千円</td></tr>
<tr><td>平成17年</td><td>同上</td><td>同上　千円</td></tr>
<tr><td>平成19年</td><td>同上</td><td>同上　千円</td></tr>
<tr><td>平成21年　※</td><td>同上</td><td>同上　千円</td></tr>
</table>
※平成２１年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから２年以内のものに限定。</td></tr>
</table>